

# 特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名	国税関係事務 全項目評価書
評価実施機関名	国税庁長官
提出日	令和8年6月2日
概要説明日	令和8年6月10日

(目次)

○ 全体的な事項 .....	1
○ 特定個人情報ファイル(收受・入力特定個人情報ファイル) .....	4
○ 特定個人情報ファイル(賦課・徴収機能) .....	11
○ 特定個人情報ファイル(租税に関する法律に基づく調査(犯則事件の調査を除く。) により取得した特定個人情報ファイル) .....	18
○ 特定個人情報ファイル(租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得し た特定個人情報ファイル) .....	25
○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策 .....	32
○ 総評 .....	33
○ 個人情報保護委員会による審査記載事項 .....	33

## 全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報  
ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—	—	—	—	問題は認められない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルは、国税庁が国税関係事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認められない	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第13条において、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係る評価書であるときは、評価実施機関がその全部又は一部を公表しないことができる」とされている。</p> <p>評価書において、非公表としている箇所は全て犯則事件の調査に係る箇所であり、評価実施機関において公表することにより違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあると判断したものである。</p>
(4)適切な時期に実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	<p>国税総合管理システム(KSK2)を利用する国税庁の業務実施環境にガバメントソリューションサービスを適用するためのプログラミング(パラメータ設定等)開始時期は令和8年6月末を予定しており、適切な時期に評価を実施している。</p>
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	—	—	—	問題は認められない	<p>国民への意見募集については、e-Gov(電子政府の総合窓口)において、30日間実施し、意見への対応状況はe-Govで公表することとしており、事後の措置も適切である。</p>
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	<p>国税関係事務について、求められる事項が具体的に記載されている。</p>

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	—	—	—	—	問題は認められない	国税庁における番号制度への対応は国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3	I 1. ②	問題は認められない	<p>国税関係事務において、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。</p> <p>また、別添1の事務フロー図では事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れが明記されており、特定個人情報の流れとそれ以外の情報の流れを区別する、事象が起きる順に番号を付している等、特定個人情報の流れが具体的に記載されている。</p>
3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。		P.4 ～ P.5	I 2. ②	問題は認められない		
4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。		P.4 ～ P.5	I 2. ③	問題は認められない		
5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。		P.6	I 4. ①	問題は認められない		
6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。		P.6	I 4. ②	問題は認められない		
7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。		P.7	I (別添1)	問題は認められない		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(9)特定個人情報 ファイルを取り扱う プロセスにおいて 特定個人情報の 漏えいその他の事 態を発生させるリ スクを、特定個人 情報保護評価の 対象となる事務の 実態に基づき、特 定しているか。	—	—	P.123 ～ P.171	Ⅲ、Ⅳ	問題は 認めら れない	全項目評価書に例示されている各リスクについて、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、具体的に記載されている。
(10)特定されたり リスクを軽減するた めに講ずべき措置 についての記載は 具体的か。  (11)記載されたり リスクを軽減させる ための措置は、個 人のプライバシー 等の権利利益の 侵害の未然防止、 国民・住民の信頼 の確保という特定 個人情報保護評 価の目的に照ら し、妥当なものか。	⑨特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 検・監査や従業者 に対する教育・啓 発を行っている か。	70. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、評価の実施を担 当する部署自らが、ど のように自己点検す るか具体的に記載し ているか。	P.170	Ⅳ 1. ①	問題は 認めら れない	自己点検について、年1回、各人が情報管理体制に関する点検票を作成し管理者がその確認を行うこと等が具体的に記載されている。  監査について、中間サーバー相当機能のシステムやセキュリティ等における措置としては、国税庁は、デジタル庁による中間サーバー相当機能の運用に係る監査の結果を確認することが、中間サーバー相当機能以外における措置としては、情報セキュリティ監査及び関連規程等の順守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施すること、法定調書の入力業務を委託する事業者に対し、業務期間前後及び業務期間中に実地の監査を実施すること等が具体的に記載されている。
71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載し ているか。		P.170	Ⅳ 1. ②	問題は 認めら れない	従業者等に対する教育・啓発について、年1回以上、情報セキュリティの確保等に関する研修を実施すること等について具体的に記載されている。	
72. 特定個人情報を 取り扱う従業者等 に対しての教育・啓 発や違反行為をした 従業者等に対する 措置について具 体的に記載してい るか。		P.171	Ⅳ 2.	問題は 認めら れない	意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書を修正した内容が具体的に記載されている。	
73. 国民・住民等から の意見聴取により得 られた意見を踏ま えて評価書のどの 箇所をどのように 修正したかを具 体的に記載してい るか。		P.173	Ⅵ 2. ⑤	問題は 認めら れない	—	
(12)個人のプライ バシー等の権利利 益の保護の宣言 は、国民・住民の 信頼の確保という 特定個人情報保 護評価の目的に照 らし、妥当なもの か。	—	—	—	表紙	問題は 認めら れない	国税庁は、国税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を任務としており、国税関係事務を行うに当たって国税総合管理システム(KSK2)及びガバメントソリューションサービス(GSS)を利用することを特記事項として記載した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。

特定個人情報ファイル  
(収受・入力特定個人情報ファイル)

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.8	II 2. ③	問題は認められない	<p>特定個人情報を保有する理由や使用目的について、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、法定調書等の名寄せや納税申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用すること、納税者が納税申告書を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用することが具体的に記載されている。</p> <p>特定個人情報の入手・使用について、申告書等は納税者の利便性の向上のために書面だけでなくインターネットによる提出や認定クラウド等(申請等を行う者が利用するクラウドサービス又はオンプレミスで、申請等を行うために利用することを前提として認定クラウド等の提供事業者が国税庁長官の認定を受けているもの)による提出も認めていること、特定個人情報の保管・消去について、オンプレミス環境の場合には有人による監視や入退館(室)装置による管理をしている建物の中で、更に生体認証による入退室管理を行っている部屋にサーバを設置すること、クラウド環境の場合にはISMAPIに基づくクラウドサービスリストに掲載されている提供事業者をクラウド事業者とすること等が具体的に記載されている。</p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容等を分析することにより、課税・徴収の効率化・高度化に取り組む必要があること、あらかじめ書面により国税当局と協議し、承認を得た場合に限り再委託を認めること、国税当局は再委託先に対して、委託先と同等の基準により監督を行うこと等が具体的に記載されている。</p> <p>特定個人情報の提供について、公的給付支給等口座登録簿情報を口座情報登録システムへ提供するには専用線で提供すること、国税当局に所得税の還付申告書等が提出された都度提供が行われること等が具体的に記載されている。</p>
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.8	II 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.9	II 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑧	該当なし	
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑧	問題は認められない	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑧	該当なし	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.11	II 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.11	II 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.11	II 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.12	II 5. ②	問題は認められない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.13	II 5. ②	該当なし	
21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.14	II 6. ①	問題は認められない			
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.14	II 6. ②	問題は認められない			
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.14	II 6. ③	問題は認められない			

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.123	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	<p>目的外の入手が行われるリスク対策について、e-Taxを利用するためには、電子申告・納税等開始届出書を税務署に提出し、利用者識別番号と(仮)暗証番号を取得して、電子証明書を登録すること、厳格な本人確認後に取得した利用者識別番号及び暗証番号を用いること又はマイナンバーカードに搭載される電子証明書をを用いて利用者の登録を行う必要があること、国税総合管理システム(KSK2)において、各種申請・届出等の情報を收受する際には、法令上必要な情報が含まれているかどうかの確認を行い、加えて必要事項以外は入力できないよう制限していること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p> <p>不適切な方法で入手が行われるリスク対策について、認定クラウド等の提出領域へは、申請等を行う者及びアクセス権限が付与されている税務署長のみアクセスが可能となっていること、認定クラウド等と国税総合管理システム(KSK2)とのデータの授受に際しては、利用者に一意に払い出されている利用者識別番号及び申請等情報に一意に払い出されているアクセスキーを用いることで、不適切な利用を防止すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p> <p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策について、インターネット回線(e-Taxによる受付)において、申告、法定調書、各種申請・届出の情報を收受するに当たっては、安全を確保し、盗聴等を防ぐために、TLSによる暗号化通信を行うこと、認定クラウド等においては、国税庁長官の定めるクラウド認定基準(認定の対象となるクラウドサービス又はオンプレミスが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のクラウドサービスリストに掲載されていること、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置を講じられていること、サーバが日本国内に所在していることなど、国税庁告示で定める要件)に基づき、認定を行うこと、認定クラウド等と国税総合管理システム(KSK2)との間のデータの授受に際しては、TLSによる暗号化通信を行うこと等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p>
		<p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.124	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		<p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.124	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		<p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.125	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.125	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.126	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.126	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		<p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>	P.126	Ⅲ 2. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.127	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク対策について、国税総合管理システム(KSK2)では個人番号を用いた事務処理を行わないサブシステムからアクセスできないようにプログラム制御を行っていること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.127	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策について、国税総合管理システム(KSK2)では、事務処理を行う必要がある職員を特定し、当該職員に必要最低限の権限を付与し、事務処理上必要のないデータへのアクセスを制限すること、原則として共用IDの利用を禁止し、例外的に利用する場合は追跡可能とするなどの対策を講じること、ガバメントソリューションサービス(GSS)、ガバメントクラウド及び高性能パソコンでは、利用する際に本人認証(顔認証等)が必要となること、アクセスログについては、どの職員が、いつ、どの事務処理を実施したのかを、保存領域に保存し、必要な年数ハードディスクや外部媒体で保存すること、アクセスログについては、必要に応じて内容の点検を実施していること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.127	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策について、「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」において、電子情報は、作成、編集、利用又は保全を目的として行うバックアップ以外で複製してはならないこととしていること、職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルの複製できないよう、プログラムにより制御を行っていること、国税総合管理システム(KSK2)への移行作業に際し、移行作業実施者に特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する場合には、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、移行作業実施者が範囲を超えた操作を行えないよう、システム的に制御すること、移行作業をシステム間でのデータ転送等により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.127	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策について、「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」において、電子情報は、作成、編集、利用又は保全を目的として行うバックアップ以外で複製してはならないこととしていること、職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルの複製できないよう、プログラムにより制御を行っていること、国税総合管理システム(KSK2)への移行作業に際し、移行作業実施者に特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する場合には、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、移行作業実施者が範囲を超えた操作を行えないよう、システム的に制御すること、移行作業をシステム間でのデータ転送等により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.127	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策について、「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」において、電子情報は、作成、編集、利用又は保全を目的として行うバックアップ以外で複製してはならないこととしていること、職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルの複製できないよう、プログラムにより制御を行っていること、国税総合管理システム(KSK2)への移行作業に際し、移行作業実施者に特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する場合には、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、移行作業実施者が範囲を超えた操作を行えないよう、システム的に制御すること、移行作業をシステム間でのデータ転送等により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.127	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策について、「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」において、電子情報は、作成、編集、利用又は保全を目的として行うバックアップ以外で複製してはならないこととしていること、職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルの複製できないよう、プログラムにより制御を行っていること、国税総合管理システム(KSK2)への移行作業に際し、移行作業実施者に特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する場合には、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、移行作業実施者が範囲を超えた操作を行えないよう、システム的に制御すること、移行作業をシステム間でのデータ転送等により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.128	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	特定個人情報ファイルの使用におけるその他のリスク対策について、特定個人情報ファイルは国税の専用回線を通じてインターネットと分離されているサーバへダウンロードするほか、ダウンロード先を限定する等のセキュリティ対策を講じること、庁舎外で使用する際には、複数の認証方式を採用し、VPN接続による通信の暗号化、パソコンへのデータ保存の制限、のぞき見防止フィルタやカメラ検知機能、GSSパソコン紛失時の遠隔での情報削除等のセキュリティ対策を講じること等が具体的に記載されている。
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.128	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	特定個人情報ファイルの使用におけるその他のリスク対策について、特定個人情報ファイルは国税の専用回線を通じてインターネットと分離されているサーバへダウンロードするほか、ダウンロード先を限定する等のセキュリティ対策を講じること、庁舎外で使用する際には、複数の認証方式を採用し、VPN接続による通信の暗号化、パソコンへのデータ保存の制限、のぞき見防止フィルタやカメラ検知機能、GSSパソコン紛失時の遠隔での情報削除等のセキュリティ対策を講じること等が具体的に記載されている。
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.128	Ⅲ 3. その他のリスク	問題は認められない	特定個人情報ファイルの使用におけるその他のリスク対策について、特定個人情報ファイルは国税の専用回線を通じてインターネットと分離されているサーバへダウンロードするほか、ダウンロード先を限定する等のセキュリティ対策を講じること、庁舎外で使用する際には、複数の認証方式を採用し、VPN接続による通信の暗号化、パソコンへのデータ保存の制限、のぞき見防止フィルタやカメラ検知機能、GSSパソコン紛失時の遠隔での情報削除等のセキュリティ対策を講じること等が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.129	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認するための対策として、国際規格(ISO/IEC 27001)又は国内規格(JIS Q 27001)を認証基準とした情報セキュリティマネジメントシステムの認証又は同等の資格を取得している者を条件とするほか、セキュリティ及び守秘義務に関する教育の実施を条件とし、特定個人情報の保護及び安全管理措置を適切に行える委託先であることを確認すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.129	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.129	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.129	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.129	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.129	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.130	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.130	Ⅲ 4. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.131	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	不正な提供・移転が行われるリスク対策、不適切な方法で提供・移転が行われるリスク対策、誤った情報を提供・移転してしまうリスク対策及び誤った相手に提供・移転してしまうリスク対策について、特定個人情報の提供の日時等を記録し、一定期間保存する等の措置をとること、専用線を使用し、情報を暗号化することで、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしていること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.131	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.132	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.132	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.132	Ⅲ 5. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.133	Ⅲ 6. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策について、お知らせ情報を対象者(マイナポータル利用者)へ連絡するために対象者の個人番号対応符号のみ情報提供ネットワークシステム又は公共サービスメッシュ経由で取得するようシステムで制御すること、公共サービスメッシュ機関間情報連携サービス(以下「中間サーバー相当機能」という。)の情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになるため、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外入手やセキュリティリスクに対応していること、中間サーバー相当機能の職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっていること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入力しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.133	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策について、国税総合管理システム(KSK2)と情報提供ネットワークシステム又は公共サービスメッシュ間の回線を通じて入手する場合は、専用線を用いて、暗号化して入手すること、中間サーバー相当機能は既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けていること、中間サーバー相当機能と既存システム、公共サービスメッシュ機関間情報連携サービス(インターフェイスシステム)との間には高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(政府共通ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応していること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.133	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク対策について、中間サーバー相当機能では、特定個人情報を管理するデータベースを機関ごとに区別管理(アクセス制御)しており、中間サーバー相当機能を利用する機関であっても他機関が管理する情報には一切アクセスできないこと、特定個人情報の管理を国税庁のみが行うことで、中間サーバー相当機能の運用保守についてデジタル庁が委託した事業者における情報漏えい等のリスクを極小化すること等が具体的に記載されている。
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.134	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.134	Ⅲ 6. リスク5:	問題は認められない	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.135	Ⅲ 6. リスク6:	問題は認められない	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.135	Ⅲ 6. リスク7:	問題は認められない	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.135	Ⅲ 6. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査 結果	所見	
⑧特定個人情報の 保管・消去につ いて、特定され たリスクを軽減 するために講ず べき措置を具体 的に記載してい るか。記載され た対策は、特定 個人情報保護評 価の目的に照ら し妥当なものか。		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.136	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	物理的対策として、オンプレミス環境では、特定個人情報を保有しているサーバーの設置場所は、入退室管理等の対策を講じていることが、GSSパソコンや高性能パソコンについては、セキュリティワイヤーの取り付けや鍵のかかる場所での保管を行うことが、クラウド環境では、クラウド事業者をISMAPに基づくクラウドサービスリストに掲載された事業者から選定すること、国税庁長官の定めるクラウド認定基準に基づき認定クラウド等の提供事業者及び利用者の責任において、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置を講じること等が、中間サーバー相当機能では、中間サーバー相当機能が設置されるガバメントクラウドは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っていること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.137	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	技術的対策として、オンプレミス環境の国税総合管理システム(KSK2)では、ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施すること等が、外部からのアクセスに対しては、ファイアウォールや不正侵入検知システムを導入すること等が、クラウド環境では、国税庁長官の定めるクラウド認定基準に基づき認定クラウド等の提供事業者及び利用者の責任において、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置を講ずることが、GSSパソコンでは、特定個人情報を含むデータを監視・検出し、USBへのデータ持ち出しなどの操作を制御すること、VPN接続による通信の暗号化を実施すること、パソコン紛失時には遠隔で情報を削除すること、アクセス制御ポリシーに基づき評価・認可を行い、リソース及びアクセスの状況を継続的に観測すること等が、高性能パソコンでは、インターネットその他外部ネットワークに接続しないことが、中間サーバー相当機能では、国税当局が管理する業務データは、デジタル庁及びクラウド事業者がアクセスできない契約等とし、アクセス制御等の必要な措置を講じること、クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じること、ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.137	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.137	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.138	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.138	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.138	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク対策について、オンプレミス環境の場合は物理的な破壊等によりデータを復元できないように完全に消去し、消去証明書を出させること、クラウド環境の場合はクラウド事業者においてISMAP等の管理基準に準拠した廃棄プロセスを確保し、消去証明書を出させること、GSSパソコン及び高性能パソコンの場合は、機器納入業者は、NIST SP800-88に準拠し、データを復元不可となるよう除去等し、データ抹消証明書を出して確認を得ること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.138	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は認められない	

**特定個人情報ファイル  
(賦課・徴収機能)**

(2)納税者情報管理特定個人情報ファイル、(3)所得税特定個人情報ファイル、(4)資産税特定個人情報ファイル、(5)源泉所得税特定個人情報ファイル、(6)酒税特定個人情報ファイル、(7)間接諸税特定個人情報ファイル、(8)債権管理特定個人情報ファイル、(9)非課税貯蓄限度額管理特定個人情報ファイル、(10)資料調査特定個人情報ファイル、(11)少額投資非課税口座管理特定個人情報ファイル、(12)法人税特定個人情報ファイル、(13)消費税特定個人情報ファイル、(14)査察特定個人情報ファイル、(15)不服申立て・訴訟・事前照会・外国公館等免税指定店舗関係特定個人情報ファイル、(16)徴収特定個人情報ファイル

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見	
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.16 P.23 P.30 P.36 P.42 P.48 P.54 P.60 P.66 P.74	II 2. ③	問題は認められない	特定個人情報を保有する理由や使用目的について、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容等を確認するなどの税務調査等を実施する際に、個人番号を利用すること等が具体的に記載されている。  特定個人情報の入手・使用について、個人番号を入手するための措置として、国税関係法令において税務関係書類に個人番号の記載を求める旨が規定されている等、それぞれの特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、提供・移転、保管・消去)が具体的に記載されている。  特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容等を分析することにより、課税・徴収の効率化・高度化に取り組む必要があること、あらかじめ書面により国税当局と協議し、承認を得た場合に限り再委託を認めること、国税当局は再委託先に対して、委託先と同等の基準により監督を行うこと等が具体的に記載されている。  特定個人情報の提供について、調査対象者、滞納者及びその関係者に関する情報や地方公共団体が指定した対象者等に関する情報を地方公共団体に対して提供する際には専用線で提供すること、国税当局が調査・徴収事務において地方公共団体に対して照会を行う都度又は地方公共団体から照会があった都度提供を行うこと等が具体的に記載されている。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.81 P.87 P.93 P.99 P.105	II 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.17 P.24 P.31 P.37 P.43 P.49	II 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.55 P.61 P.67 P.75 P.82	II 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.88 P.94 P.100 P.106	II 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.18 P.25 P.31 P.37 P.43 P.49 P.55	II 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報をを用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.61 P.68 P.75 P.82	II 3. ⑧	問題は認められない	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.88 P.94 P.100 P.106	II 3. ⑧	問題は認められない	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.19 P.26 P.32 P.38 P.44	II 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.50 P.56 P.62 P.69 P.70 P.76 P.77	II 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.83 P.89 P.95 P.101 P.107	II 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.20 P.27 P.33 P.39 P.45 P.51 P.57 P.63	II 5. ②	問題は認められない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.71 P.78 P.84 P.90 P.96 P.102 P.108	II 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.21 P.28 P.34 P.40 P.46 P.52	II 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.58 P.64 P.72 P.79 P.85	II 6. ②	問題は認められない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.91 P.97 P.103 P.109	II 6. ③	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.139	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	<p>目的外の入手が行われるリスク対策について、納税者等が各税法等の規定に基づき、納税申告書、法定調書等、申請・届出書を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めること、庁内連携システムから入手する情報については必要な情報のみを連携対象とした処理方法を採用していること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p> <p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策について、税務署等に来署する場合は、窓口で対面にて收受すること、郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認の上、所轄の税務署に送付する旨を国税庁ホームページにて案内をすること、庁内連携システムから入手する場合は、データセンター内部に限定された回線を用いて入手を行っていること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p>
		<p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.140	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		<p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.140	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		<p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.141	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.141	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.142	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.142	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		<p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>	P.142	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.143	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク対策について、国税総合管理システム(KSK2)では、個人番号を用いた事務処理を行わないサブシステムからアクセスできないようにプログラム制御を行っていること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.143	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策について、国税総合管理システム(KSK2)では、事務処理を行う必要がある職員を特定し、当該職員に必要最低限の権限を付与し、事務処理上必要のないデータへのアクセスを制限すること、原則として共用IDの利用を禁止し、例外的に利用する場合は追跡可能とするなどの対策を講じること、ガバメントソリューションサービス(GSS)、ガバメントクラウド及び高性能パソコンでは、利用する際に本人認証(顔認証等)が必要となること、アクセスログについては、どの職員が、いつ、どの事務処理を実施したのかを、保存領域に保存し、リプレースのタイミング等でハードディスクや外部媒体に移行し保存すること、保存したアクセスログについては、必要に応じて内容の点検を実施すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われぬために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.143	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策について、「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」において、電子情報は、作成、編集、利用又は保全を目的として行なうバックアップ以外で複製してはならないこととしていること、職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないよう、プログラムにより制御を行っていること、国税総合管理システム(KSK2)への移行作業に際し、移行作業実施者に特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する場合には、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、移行作業実施者が範囲を超えた操作を行えないよう、システム的に制御すること、移行作業をシステム間でのデータ転送等により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.143	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策について、「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」において、電子情報は、作成、編集、利用又は保全を目的として行なうバックアップ以外で複製してはならないこととしていること、職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないよう、プログラムにより制御を行っていること、国税総合管理システム(KSK2)への移行作業に際し、移行作業実施者に特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行する場合には、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、移行作業実施者が範囲を超えた操作を行えないよう、システム的に制御すること、移行作業をシステム間でのデータ転送等により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.143	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報ファイルの使用におけるその他のリスク対策について、特定個人情報ファイルは国税の専用回線を通じてインターネットと分離されているサーバへダウンロードするほか、ダウンロード先を限定する等のセキュリティ対策を講じること、庁舎外で使用する際には、複数の認証方式を採用し、VPN接続による通信の暗号化、パソコンへのデータ保存の制限、のぞき見防止フィルタやカメラ検知機能、GSSパソコン紛失時の遠隔での情報削除等のセキュリティ対策を講じること等が具体的に記載されている。
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.143	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報ファイルの使用におけるその他のリスク対策について、特定個人情報ファイルは国税の専用回線を通じてインターネットと分離されているサーバへダウンロードするほか、ダウンロード先を限定する等のセキュリティ対策を講じること、庁舎外で使用する際には、複数の認証方式を採用し、VPN接続による通信の暗号化、パソコンへのデータ保存の制限、のぞき見防止フィルタやカメラ検知機能、GSSパソコン紛失時の遠隔での情報削除等のセキュリティ対策を講じること等が具体的に記載されている。
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.144	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	特定個人情報ファイルの使用におけるその他のリスク対策について、特定個人情報ファイルは国税の専用回線を通じてインターネットと分離されているサーバへダウンロードするほか、ダウンロード先を限定する等のセキュリティ対策を講じること、庁舎外で使用する際には、複数の認証方式を採用し、VPN接続による通信の暗号化、パソコンへのデータ保存の制限、のぞき見防止フィルタやカメラ検知機能、GSSパソコン紛失時の遠隔での情報削除等のセキュリティ対策を講じること等が具体的に記載されている。
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.144	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	特定個人情報ファイルの使用におけるその他のリスク対策について、特定個人情報ファイルは国税の専用回線を通じてインターネットと分離されているサーバへダウンロードするほか、ダウンロード先を限定する等のセキュリティ対策を講じること、庁舎外で使用する際には、複数の認証方式を採用し、VPN接続による通信の暗号化、パソコンへのデータ保存の制限、のぞき見防止フィルタやカメラ検知機能、GSSパソコン紛失時の遠隔での情報削除等のセキュリティ対策を講じること等が具体的に記載されている。
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.144	Ⅲ 3. その他のリスク	問題は認められない	特定個人情報ファイルの使用におけるその他のリスク対策について、特定個人情報ファイルは国税の専用回線を通じてインターネットと分離されているサーバへダウンロードするほか、ダウンロード先を限定する等のセキュリティ対策を講じること、庁舎外で使用する際には、複数の認証方式を採用し、VPN接続による通信の暗号化、パソコンへのデータ保存の制限、のぞき見防止フィルタやカメラ検知機能、GSSパソコン紛失時の遠隔での情報削除等のセキュリティ対策を講じること等が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.145	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.145	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	法定調書に係るデータエントリー(データ入力)業務の委託については、インハウス型委託(受託者の作業場ではなく、国税当局が用意した場所で源泉徴収票等の入力業務を行わせる方法)で実施すること、クラウド環境上に構築するAI-OCRも利用し入力業務の高度化・効率化を図るなどが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.145	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	NISAに係る投資簿価残高の合計額の算出業務の委託については、委託元と委託先を双方のみが利用可能な回線で接続し、当該回線のみでデータの授受を行うとともに委託先のデータ授受担当者は委託元に届け出た者に限定すること、NISAの投資簿価残高の名寄せ・集計業務に当たっては、クラウド環境上に構築するシステムを利用し、業務の高度化・効率化を図ること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.146	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	委託元において、業務期間前後及び業務期間中に実地の監査を実施することにより、委託先の業務履行能力、契約内容の遵守状況について確認すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.146	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	税務データ分析及び分析結果の実用化に係る支援業務の委託については、委託先は委託元が指定した国税当局内の場所で作業しなければならないこと、特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、スタンドアロン環境下にある高性能パソコンのみを利用し、操作する際は、委託元が付与したアカウントを使用し、委託元立会いの下で行うことが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.147	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保について、再委託の可能性がある委託においては、再委託が必要な場合は、事前に再委託先の名称、再委託内容、委託先と同等のセキュリティ水準を再委託先も確保することについての取決め内容、再委託先の情報セキュリティ対策方針及び管理方法等を提出させ、審査・承認を行っていること等が、再委託を行っていない委託においては、委託先から他者への再委託等は禁止していることが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.147	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.147	Ⅲ 4. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.148	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	不正な提供・移転が行われるリスク対策、不適切な方法で提供・移転が行われるリスク対策、誤った情報を提供・移転してしまうリスク対策及び誤った相手に提供・移転してしまうリスク対策について、国税当局と地方税当局のみをつないだ専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみ提供するようにシステムの担保していること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.148	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.148	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.148	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.149	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.150	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入力しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.150	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.150	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.150	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.150	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.150	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.150	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.150	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑧特定個人情報の 保管・消去につ いて、特定され たリスクを軽減 するために講ず べき措置を具 体的に記載し ているか。記 載された対策 は、特定個人 情報保護評価 の目的に照ら し妥当なもの か。		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.151	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題 は 認め られ ない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.152	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題 は 認め られ ない	物理的対策として、オンプレミス環境では、特定個人情報を保有しているサーバの設置場所は、入退室管理等の対策を講じていることが、GSSパソコンや高性能パソコンについては、セキュリティワイヤーの取り付けや鍵のかかる場所での保管を行うことが、クラウド環境では、ISMAPIに基づくクラウドサービスリストに掲載されている事業者であること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.152	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当 なし	技術的対策として、オンプレミス環境では、ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施するとともに、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新していること、外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断していること等が、クラウド環境では、クラウド環境に入力したデータはAI-OCR処理後、システムにより自動的に消去されること、国税庁はアクセス権を設定しクラウドを提供する事業者が特定個人情報にアクセスできないようにするほか、侵入検知及び侵入防止策を行い、ログの監視・解析も実施すること、AI-OCRサーバとのデータ授受は閉域網で行い、通信内容の秘匿及び盗聴防止の措置を講じていること等が、GSSパソコンでは、特定個人情報を含むデータを監視・検出し、USBへのデータ持ち出しなどの操作を制御すること、VPN接続による通信の暗号化を実施すること、パソコン紛失時には遠隔で情報を削除すること、アクセス制御ポリシーに基づき評価・認可を行い、リソース及びアクセスの状況を継続的に観測すること等が、高性能パソコンでは、インターネットその他外部ネットワークに接続しないことが、具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.152	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当 なし	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.153	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題 は 認め られ ない	特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク対策について、オンプレミス環境の場合は物理的な破壊等によりデータを復元できないように完全に消去し、消去証明書を提出させること、クラウド環境の場合はクラウド事業者においてISMAPI等の管理基準に準拠した廃棄プロセスを確保し、消去証明書を提出させること等が、GSSパソコン及び高性能パソコンの場合は、機器納入業者は、NIST SP800-88に準拠し、データを復元不可となるよう除去等し、データ抹消証明書を提出して確認を得ること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		67. 特定個人情報を最新の状態に保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.153	Ⅲ 7. リスク2: ⑩	問題 は 認め られ ない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.153	Ⅲ 7. リスク3: ⑩	問題 は 認め られ ない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.153	Ⅲ 7. その 他の リス ク	問題 は 認め られ ない	

**特定個人情報ファイル**  
(租税に関する法律に基づく調査(犯則事件の調査を除く。))により取得した特定個人情報ファイル)

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.111	II 2. ③	問題は認められない	特定個人情報を保有する理由や使用目的について、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、納税者の申告内容を帳簿等で確認するなどの税務調査や原処分が適正であったかどうか判断するための調査・審理を実施する際に、個人番号を利用することが具体的に記載されている。  特定個人情報の入手・使用について、租税に関する法律に基づく調査の際に、個人番号が記載された税務関係書類の確認を行う必要があること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、保管・消去)が具体的に記載されている。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.111	II 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.112	II 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.112	II 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.112	II 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.112	II 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.112	II 3. ⑧	該当なし	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.112	II 3. ⑧	問題は認められない	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.113	II 4. ②	該当なし	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.113	II 4. ⑤	該当なし	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.113	II 4. ⑧	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.114	II 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.114	II 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.115	II 6. ①	問題は認められない	
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.115	II 6. ②	問題は認められない			
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.115	II 6. ③	問題は認められない			

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.154	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		<p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.154	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		<p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.154	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	<p>目的外の入手が行われるリスク対策及び不適切な方法で入手が行われるリスク対策について、法令上、あらゆる者の特定個人情報の提出を求めることができるわけではなく、調査に必要があるときに限定されていることが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p>
		<p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.154	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	<p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策について、用務先で取得等した書類には、封筒に封入の上、鞆等にしまうなど散逸防止の措置を講じた上で持ち帰ることとしており、これについて職員に周知徹底していること、用務先で借用、取得又は作成した書類については、持ち出し用ファイルにつづつた上で封筒に封入するなど散逸防止の措置を講じていること、納税者等から電子データで特定個人情報を入手する際には、電子記録媒体は原則として国税当局が調達したものを使用し、格納する情報は暗号化すること、電子メール及びファイル共有サービスはTLSによる暗号化通信を行うこと、電子メールは上長承認機能により送信元制限を行うこと、ファイル共有サービスはISMAPのクラウドサービスリストに掲載されていること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p>
		<p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.154	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.154	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.154	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		<p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>	P.154	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.155	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク対策について、国税総合管理システム(KSK2)では保有する情報を電子データとして出力できないようにプログラムで制御していることから、納税者等から電子データで入手した情報をシステムの紐付けることはできないこと、職務上必要と認められ権限の与えられた者しかアクセスできないようにしていること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p> <p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策について、国税総合管理システム(KSK2)では、事務処理を行う必要がある職員を特定し、当該職員に必要最低限の権限を付与し、事務処理上必要のないデータへのアクセスを制限すること、ガバメントソリューションサービス(GSS)では、利用する際に本人認証(顔認証等)が必要となること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p> <p>特定個人情報ファイルの使用におけるその他のリスク対策について、庁舎外で使用する際には、複数の認証方式を採用し、VPN接続による通信の暗号化、パソコンへのデータ保存の制限、のぞき見防止フィルタやカメラ検知機能、GSS/パソコン紛失時の遠隔での情報削除等のセキュリティ対策を講じていること等が具体的に記載されている。</p>
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.155	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.155	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.155	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.155	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.155	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.156	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.156	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.156	Ⅲ 3. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.157	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当なし	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.157	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	該当なし	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.157	Ⅲ 4. 記録	該当なし	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.157	Ⅲ 4. 提供ルール	該当なし	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.157	Ⅲ 4. 消去ルール	該当なし	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.157	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	該当なし	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.157	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.157	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.158	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	—
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.158	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.158	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.158	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.158	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.159	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし	—
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.159	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.159	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.159	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.159	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.159	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.159	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.159	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑧特定個人情報の 保管・消去につ いて、特定され たリスクを軽減 するために講ず べき措置を具 体的に記載し ているか。記 載された対策 は、特定個人 情報保護評価 の目的に照ら し妥当なもの か。		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.160	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題 は 認め られ ない	物理的対策として、特定個人情報が記録されている電子記録媒体等は、施錠可能な場所に保管すること、特定個人情報が記録されているサーバは、施錠可能なラック内に設置すること、GSSパソコンについては、セキュリティワイヤーの取り付けや鍵のかかる場所での保管を行うことが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。  技術的対策として、ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施し、また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新すること、国家サイバー統括室の定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等にも準拠したセキュリティ対策を講じた環境を利用して外部からのアクセスを防止すること、GSSパソコンでは、特定個人情報を含むデータを監視・検出、USBへのデータ持ち出しなどの操作を制御すること、VPN接続による通信の暗号化を実施すること、パソコン紛失時には遠隔で情報を削除すること、アクセス制御ポリシーに基づき評価・認可を行い、リソース及びアクセスの状況を継続的に観測すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。  特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策について、調査に必要なくなったときに、調査担当職員が手作業でパソコンからデータを消去すること、情報の管理状況を確認するため、管理者による点検を定期的(年2回)に実施することが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.160	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題 は 認め られ ない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.160	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当 なし	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.160	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当 なし	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.161	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題 は 認め られ ない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.161	Ⅲ 7. リスク2: ⑩	問題 は 認め られ ない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.161	Ⅲ 7. リスク3: ⑩	問題 は 認め られ ない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.161	Ⅲ 7. その他 の リ ス ク	問題 は 認め られ ない	

**特定個人情報ファイル**  
(租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した特定個人情報ファイル)

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。</p>	<p>②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。</p>	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.117	II 2. ③	問題は認められない	<p>特定個人情報を保有する理由や使用目的について、犯則事件の真相を明らかにし、国税に関する刑罰法令を適正に適用するためであることが具体的に記載されている。</p> <p>特定個人情報の入手・使用について、犯則事件の調査を行うため必要があるときは、国税通則法において、質問・検査・領置・照会(同法第131条)、臨検・搜索・差押え・電磁的記録提供命令(同法第132条)を行うことが認められている等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、保管・消去)が具体的に記載されている。</p>
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.117	II 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.118	II 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.118	II 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.118	II 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.118	II 3. ⑧	問題は認められない又は該当なし	
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.118	II 3. ⑧	問題は認められない又は該当なし	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.118	II 3. ⑧	問題は認められない又は該当なし	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.119	II 4. ②	該当なし	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.119	II 4. ⑤	該当なし	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.119	II 4. ⑧	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.120	II 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.120	II 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.121	II 6. ①	問題は認められない	
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.121	II 6. ②	問題は認められない又は該当なし			
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.121	II 6. ③	問題は認められない又は該当なし			

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.162	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	<p>目的外の入手が行われるリスク対策及び不適切な方法入手が行われるリスク対策について、犯則事件の調査に必要があるときに質問・検査・領置・照会、臨検・捜索・差押え・電磁的記録提供命令を行う場合は、国税通則法に基づき厳格に行われるため、必要な情報以外を入手することはないことが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p> <p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策について、調査先から取得した資料を搬送する際には、収納箱に収納した後、封を行うなど、紛失及び散逸を防止する措置を義務付けていること、納税者等から電子データで特定個人情報を入手する際には、電子メール及びファイル共有サービスはTLSによる暗号化通信を行うこと、電子メールは上長承認機能により送信元制限を行うこと、ファイル共有サービスはISMAPのクラウドサービスリストに掲載されていることが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p>
		<p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.162	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		<p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.162	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		<p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.162	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.162	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.162	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない又は該当なし	
		<p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.162	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		<p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>	P.162	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.163	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク対策について、職務上必要であるとして権限の与えられた者しか特定個人情報ファイルにアクセスできないこと、国税総合管理システム(KSK2)では保有する情報を電子データとして出力できないようにプログラムで制御していることから、特定個人情報ファイルの情報をシステムの紐付けることはできないこと等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p> <p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策について、使用するパソコンへのログインの記録を行い、特定個人情報ファイルの格納先へのアクセス及び特定個人情報ファイルの使用のログを記録していること、国税総合管理システム(KSK2)では、事務処理を行う必要がある職員を特定し、当該職員に必要最低限の権限を付与し、事務処理上必要のないデータへのアクセスを制限すること、ガバメントソリューションサービス(GSS)では、利用する際に本人認証(顔認証等)が必要となること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p> <p>特定個人情報ファイルの使用におけるその他のリスク対策について、庁舎外で使用する際には、複数の認証方式を採用し、VPN接続による通信の暗号化、パソコンへのデータ保存の制限、のぞき見防止フィルタやカメラ検知機能、GSS/パソコン紛失時の遠隔での情報削除等のセキュリティ対策を講じること等が具体的に記載されている。</p>
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.163	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.163	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.163	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.163	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.163	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.164	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.164	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.164	Ⅲ 3. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.165	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当なし	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.165	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	該当なし	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.165	Ⅲ 4. 記録	該当なし	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.165	Ⅲ 4. 提供ルール	該当なし	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.165	Ⅲ 4. 消去ルール	該当なし	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.165	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	該当なし	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.165	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.165	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.166	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	—
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.166	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.166	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.166	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.166	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.167	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入力しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.167	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.167	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.167	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.167	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.167	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.167	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.167	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑧特定個人情報の 保管・消去につ いて、特定され たリスクを軽減 するために講ず べき措置を具 体的に記載し ているか。記 載された対策 は、特定個人 情報保護評価 の目的に照ら し妥当なもの か。		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.168	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	物理的対策として、特定個人情報が記録されている電子記録媒体等は、施錠可能な場所に保管すること、特定個人情報が記録されているサーバは、施錠可能なラック内に設置すること、GSSパソコンについては、セキュリティワイヤーの取り付けや鍵のかかる場所での保管を行うことが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。  技術的対策として、ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施し、また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新すること、国家サイバー統括室の定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等にも準拠したセキュリティ対策を講じた環境を利用して外部からのアクセスを防止すること、GSSパソコンでは、特定個人情報を含むデータを監視・検出し、USBへのデータ持ち出しなどの操作を制御すること、VPN接続による通信の暗号化を実施すること、パソコン紛失時には遠隔で情報を削除すること、アクセス制御ポリシーに基づき評価・認可を行い、リソース及びアクセスの状況を継続的に観測すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.168	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.168	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.168	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.168	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.169	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない又は該当なし	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.169	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない又は該当なし	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.169	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は認められない	

※ 評価実施機関から提出を受けた特定個人情報保護評価書における、公表しない部分の審査結果は、「問題は認められない又は該当なし」と記載している。

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>74.ガバメントソリューションサービスの業務実施環境における国税総合管理システム(KSK2)の運用及び税務データ分析業務の委託に関して、特定個人情報情報が漏えい等するリスクを軽減するための対策が具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>P.129 P.145 P.137 P.152 P.160 P.168 等</p>	<p>Ⅲ 4. 閲覧者の制限</p> <p>Ⅲ 7. リスク1 等</p>	<p>問題は認められない</p>	<p>ガバメントソリューションサービスの業務実施環境における国税総合管理システム(KSK2)の運用に係る漏えい等のリスクへの対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GSS/パソコンでは、特定個人情報を含むデータを監視・検出し、USBへのデータ持ち出しなどの操作を制御すること</li> <li>・VPN接続による通信の暗号化を実施すること</li> <li>・パソコン紛失時には遠隔で情報を削除すること</li> <li>・アクセス制御ポリシーに基づき評価・認可を行い、リソース及びアクセスの状況を継続的に観測すること</li> </ul> <p>等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p> <p>税務データ分析業務の委託における漏えい等のリスクへの対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先は委託元が指定した国税当局内の場所で作業しなければならないこと</li> <li>・特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、スタンドアロン環境下にある高性能パソコンのみを利用すること</li> <li>・高性能パソコンを操作する際は、委託元が付与したアカウントを使用し、委託元立会いの下で行うこと</li> </ul> <p>等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p>

## 【総評】

- (1) 国税関係事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) ガバメントソリューションサービスの業務実施環境における国税総合管理システム(KSK2)の運用及び税務データ分析業務の委託に伴うリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

## 【個人情報保護委員会による審査記載事項】

### (VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 国税関係事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、暗号化通信、不正侵入検知システムによる不正なアクセスの検知及び遮断、上長承認機能による電子メールの送信制限を行うなどの旨が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 委託先事業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保するとともに、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (5) 上記について、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要である。